

第1条 (目的)

本規定は、GINZA SIXリテールマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）が、次条に定義するポイント会員に対してGINZA SIXポイント（以下「ポイント」といいます。）を提供する特典（以下「本ポイントプログラム」といいます。）について、その内容および条件を定めたものです。

第2条 (ポイント会員)

1.ポイント会員とは、次の各号に定める本カード会員および本アプリ会員のいずれかに該当する者をいいます。

(1)本カード会員とは、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と当社との提携に基づき三菱UFJニコスが発行するGINZA SIXカード（以下「本カード」といいます。）の会員をいいます。

(2)本アプリ会員とは、GINZA SIXアプリ利用規約に定めるGINZA SIXアプリ（以下「本アプリ」といいます。）で所定の登録を行った者をいいます。

2.ポイント会員は、本カード会員または本アプリ会員の会員資格を喪失した場合（前項各号のいずれにも該当しなくなった場合に限りです。）には、直ちにポイント会員としての会員資格を喪失するものとします。また、当社は、ポイント会員が本規定に違反した場合には、ポイント会員としての会員資格を喪失させることができるものとします。

第3条 (ポイントの付与)

1.当社は、ポイント会員に対し、次条または第5条に基づいてポイントを付与します。

2.ポイントの残高は、本カードまたは本アプリごとに計算され、原則として、他の本カードまたは本アプリに付与されたポイントとの合算はできません。

ただし、本カードおよび本アプリの双方をお持ちで、登録内容が同一の場合には、それぞれのポイントをアプリ内で合算することができます。

第4条 (本カードまたは本アプリの提示)

1.ポイント会員は、当社が指定する店舗でのお買上時、精算前に本アプリを提示頂くこと、本カードを提示し本カードで決済することで、ポイントの付与を受けます。

2.前項に基づくポイントの付与は、代金のご精算またはご利用前に本アプリをご提示頂くこと及び本カードを提示し本カードで決済した場合に限り行われます。また、代金精算後にポイントを付けることはできません。

3.第1項に基づくポイント付与は、原則として、お買上金額110円（税込）につき1ポイントとなります。

4.お買上時の110円（税込）未満の端数代金にはポイントは付きません。

5.第1項にかかわらず、当社は、特定の商品もしくは役務等の代金または特定の店舗でのお買上金額をポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条 (本カード会員へのポイント付与の特則)

1.本カード会員は、前条に基づくポイント付与とは別に、本カードを利用して商品・権利の購入およびサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）により、カードショッピングでのお買上金額（以下「カードショッピング利用代金」といいます。）に応じてポイントの付与を受けます。

2.前項に基づくポイントの付与は、次の各号の割合により、当社所定の方法により締め切られた期間ごとに、所定の条件および計算方法によって行われます。

(1)GINZA SIX 店舗内でのカードショッピング利用代金110円（税込）につき

プレステージカード会員 クレジットカードポイント 2ポイント
ゴールドカード会員 クレジットカードポイント 1ポイント

（別途、第4条に基づくポイント付与が行われます。）

カードショッピング利用代金のうち110円（税込）未満の端数代金にはポイントは付きません。

(2)前号以外の店舗でのカードショッピング利用代金100円（税込）につき

プレステージカード会員 クレジットカードポイント 1ポイント
ゴールドカード会員 クレジットカードポイント 1ポイント

カードショッピング利用代金のうち100円（税込）未満の端数代金にはポイントは付きません。

3.第1項にかかわらず、前条第5項に掲げる代金および次の各号に掲げる代金については、ポイント付与の対象とするカードショッピング利用代金から除かれるものとします。

(1)本カードの年会費

(2)当社または三菱UFJニコスが提供するサービスの手数料および会費等

(3)本カードの再発行等に関する手数料

(4)カードキャッシングの利用代金および手数料

(5)リボルビング払・分割払の手数料

(6)その他、当社は、特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金をポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第6条 (ポイントの取消し)

ポイント付与の対象となるお買上げまたはカードショッピングが取り消された場合など、お買上金額の全部または一部が取り消された場合には、当該取消し額に対応するポイントは、次の各号その他の当社所定の方法により取り消されるものとします。

(1)お買上商品の返品に伴う、お買上時に付いたポイントの取消しは、取引時に発行されたレシートに基づき、ポイント残高を減算する方法によって行います。

(2)無効となったポイントが既にご利用されていた場合には、当社所定の方法でご返金いただきますのでご了承下さい（1ポイント1円として換算。）。

第7条 (ポイントの利用)

1.1,000ポイント以上で、1ポイント1円単位でGINZA SIX店舗内でのみ利用できます。なお、1,000ポイント未満はご利用できません。

2.利用したポイントは、自動的に減算されます。

3.ポイント残高等は、お買上時のレシート、または本アプリ（本アプリ会員に限られます。）にて確認することができます。

4.いかなる場合においてもポイントを譲渡、換金することはできません。

第8条 (会員特典の提供)

1.ポイント会員は、ポイントと引き換えに当社が提供する所定の会員特典（イベント招待、プレゼント等）を受けることができます。会員特典の詳細は、当社所定のウェブサイト、または本アプリ内での情報配信にてご案内します。

2.当社は、当社所定のウェブサイトまたは本アプリの更新によって、いつでも会員特典を新設、変更または終了できるものとし、会員はあらかじめその旨を了承するものとします。

3.会員特典を利用する場合は、必要に応じて本カードまたは本アプリをご提示いただく必要があり、確認がとれない場合は、特典の提供をお断りすることがあります。

4.ポイント会員は、本ポイントプログラムで受けた会員特典等に公租公課が課せられる場合、当該公租公課を負担するものとします。

第9条 (ポイント有効期限)

毎年3月1日から翌年2月末日までを年度とし、年度内に付与されたポイントは、決済取引日から起算して翌年度の2月末日に自動的に失効します。

第10条 (本カードの紛失、盗難、破損)

ポイント会員が本カードまたは本アプリについて善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うことを前提として、本カードまたは本アプリの紛失、盗難、破損等によって、ポイント会員または第三者に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第11条 (権利の消滅)

ポイント会員は、理由のいかんを問わずその会員資格を喪失した場合は、累積されている有効ポイントは全て自動的に失効すること、および本規定における全ての権利も自動的に消滅することに異議ないものとします。

第12条 (権利の譲渡の禁止)

ポイント会員は、理由のいかんを問わず本ポイントプログラムにおける権利または義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、また相続させることはできません。

第13条 (事務処理の委託)

ポイント会員は、ポイントの算出・累積・告知等に関する事務処理の全部または一部を、当社が提携会社に委託することを了承するものとします。

第14条 (本ポイントプログラムに関する疑義)

ポイントの付与・ポイントの有効性・会員特典・ポイント会員の会員資格その他本ポイントプログラムに関して生じた疑義は、当社において決定し、ポイント会員はその決定に従うものとします。

第15条 (本ポイントプログラムの終了、中止、変更等)

1.当社は予告なしに本ポイントプログラムの全部または一部を終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。

2.当社は第4条および第5条に定めるポイントの算定に係るポイント数を予告なしに変更できるものとします。

3.前二項により、ポイント会員に損害が生じた場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

4.本ポイントプログラムの内容は日本国の法令の下に規制されることがあります。

第16条 (本規定の追加、変更、廃止等)

1.本規定はポイント会員の事前承諾なく、追加、変更、廃止できるものとします。

2.本規定に追加、変更、廃止があった場合、当社所定の方法で通知または公表します。また、当社の住所、お問合せ先等に変更があった場合も同様とします。

3.前項に基づく通知または公表の時点をもって、全ポイント会員にその内容をご承認いただいたものとみなします。

4.天災、その他の非常事態等やむを得ない場合、ポイント会員への事前告知なしに、本ポイントプログラムの全部または一部を休止することがあります。

第17条 (合意管轄裁判所)

本規定およびポイントに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上